

規制影響分析書要旨

規制の名称	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部労働衛生課	
関係部局・課室		
評価実施時期	平成20年9月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>石綿に係る労働者の健康障害防止対策を充実するため、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者、過去に従事した労働者、従事した者であって離職した者に対する労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第1項及び第2項並びに第23条第1項の規定に基づく特殊健康診断の実施及び健康管理手帳の交付についてその対象を石綿作業の周辺業務従事者について拡大する。</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第2項、第67条第1項、第113条
想定される代替案	<p>【在職者】国の通達による健診の実施 【離職者】石綿等を直接取り扱う業務の周辺における業務に従事した離職者に対する自主的健康診断への補助事業</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>本規制により、事業者新たに措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康診断(数千元～)の実施 	<p>国の通達による行政指導を受けて健康診断に取り組む事業者にあつては、以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康診断(数千元～)の実施
(行政費用)	<p>本規制により、健康管理手帳の交付対象を拡大することに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手帳の交付による石綿健康診断(数千元～)の実施 	<p>国の通達による行政指導による場合、本規制と同等の実効性を確保するためには、指導のための人員等をより多く要することとなる可能性が高い。</p> <p>離職者に対する健診補助事業を行う場合、以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康診断(数千元～)の実施

(その他の社会的費用)	石綿による職業性のがん等を早期発見、治療し、重症化の予防を図ることを通じ、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を抑えることができる。	国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及せず、そのため石綿による健康障害の発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、現状とほぼ同程度生じることとなる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	石綿健康診断の実施により、がん等の健康障害を早期発見、治療することにより健康障害の重症化を防止することができる。	<p>【在職者】 国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及せず、そのため労働者の石綿による健康障害の重症化を十分に防止することができないおそれがある。</p> <p>【離職者】 石綿による健康障害は潜伏期間が数十年と長いため、一度の健診で完結するものではなく、定期的にフォローアップをする必要がある。石綿業務等の周辺における業務に従事していた離職者が自主的に行う健診への補助事業は、受診者に一時的な安堵感を与える可能性はあるが、継続的なフォローアップがなければ本質的な対策とは言い難く、石綿による健康障害の重症化を十分に防止することができない。</p>
(事業者への便益)	石綿による職業性がん等を早期発見し、早期治療の機会を促すことにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するものである。また、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を抑えられ、労働災害発生に係る事業者の負担も軽減される。	国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及せず、労働者の健康の確保が困難となり、石綿による健康障害の発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、現状とほぼ同程度生じ、事業者の負担はほとんど軽減しない。
分析結果	<p>本規制との比較に関して、代替案(国の通達による行政指導)による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及しないおそれがあり、そのため石綿による健康障害の発症防止及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが十分にできないと考えられる。</p> <p>石綿による労働者の健康障害は重篤なものであり、石綿による健康障害を生じるおそれのある全ての労働者及び離職者に対して必要な健康障害防止の措置が行われるべきであることから、通達による指導や一時的な補助事業(代替案)ではなく、法的強制力をもつ本案を採用すべきである。</p>	

有識者の見解その他関連事項	<p>「職業性間接ばく露者に係る離職後の健康管理についての検討委員会」(座長:高田 昂北里大学名誉教授)の報告書では、以下のとおり報告されている。</p> <p>【概要】</p> <p>常時「周辺における業務」に従事する労働者及び常時「周辺における業務」に従事したことのある労働者で現に同じ事業者で使用されている者に対し、石綿健康診断を実施することが必要である。また、これまでの労災認定事例等に「周辺における業務」に従事していた離職者がいること、石綿等については、肺がんや悪性中皮腫を発症するまでに十～数十年の潜伏期間があることを考慮すると、「周辺における業務」に従事した離職者についても石綿健康診断を実施することが望ましく、健康管理手帳の交付対象者とするのが適当である。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	今回の改正の対象とならない職業性石綿ばく露者に関する健康障害の多発等の場合において、見直しを行う。
備考	-